

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	広瀬地区 (中政所集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月19日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稲農家が22経営体、畜産農家が3経営体存在する。
- ・有機米の栽培に取り組んでいる農業者がいる。
- ・農地については認定農業者への集積が進んでいる。
- ・農業経営の規模拡大を検討しても、規模拡大に伴い労力も増える(草刈りなど)ため現実的に難しい。
- ・集落内の後継者が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稲について、慣行栽培だけの規模拡大は現実的ではないため、スマート農業(直播等)を取り入れることで作業の省力化を図り、経営規模の拡大を目指す。
- ・水稲だけの農業では、米価の下落などにより経営していくことが難しいため、園芸作物などの導入も検討していく。また、地域内に畜産農家がいるという強みを活かし、地域の担い手や中政所生産組合を中心に、集落として有機米や特裁米の栽培に取り組むことで、販路まで見通した、所得に繋がる米作り(ブランド化)を検討する。さらに、農業を魅力のあるものにしていくことで後継者不足の解消も目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.73 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.73 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- 農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農した方の農地については、担い手の経営意向などを考慮しながら、段階的に集約化していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域における農地集積・集約化の進捗に合わせながら、水田の大区画化(畦畔除去、均平作業)に取組み、作業効率化と生産性向上につなげる。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区の農業者との意見交換や情報交換を積極的に行うことで、周辺地区や関係機関と連携して安定した経営基盤を確立していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻における、直播作業や防除・追肥作業においては、町内でも作業受託体制が構築されているため、農家ごとに実情を考慮しながら活用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②水稻の有機栽培に取り組んでいる農家がいる。また、集落内に畜産農家がいるという集落の特性を活かし、集落として有機栽培に取り組めるよう検討する。
 ③防除や追肥、直播などについて情報収集を心がけ、スマート農業を取り入れることで、作業の省力化・農地の規模拡大を目指す。